

一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次	改 正 後
第一章～第十三章 「略」	
第十三章の二 認定高度保安実施者等（第九十 四条の七の二～第九十四条の七 の十六）	
目次	改 正 前
第一章～第十三章 「新設」	
第十三章の二 「略」	

第十四章　【略】

附則

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十五条　法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

一　「略」

一の二　特定設備の部品の取替え（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事

一の三　高圧ガス設備の設置（開放検査のための仮設の高圧ガス設備の設置に限る。）及び

第十四章　【略】

附則

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十五条　法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

一　「略」

〔新設〕

〔新設〕

撤去の工事

二・三 「略」

四 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高压ガス設備の撤去の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）

四の二 第三十三条第二号に掲げる変更工事により追加された製造施設における変更の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）であつて、保安上特段の支障がないものとして認められたも

二・三 「略」

四 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高压ガス設備の撤去の工事

〔新設〕

五 「略」

六 認定完成検査実施者又は認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がす

五 「略」

六 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がす

) の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）

七 特定認定事業者（高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書の認定を受けた者をいう。

み肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）

七 認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「

令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、以下同じ。）である認定完成検査実施事業者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）又は特定認定高度保安実施者（令第十条の二ただし書の適用を受ける認定高度保安実施者をいう。以下同じ。）が自ら特定変更工事認定事業者」という。）が自ら特定変更工事

に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イヽハ 「略」

二 高圧ガス設備（配管、バルブ、継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。

）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

八 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、認定高度保安実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安

に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イヽハ 「略」

二 高圧ガス設備（配管、バルブ、フランジ継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

八 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認めると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」とい

高度化事業者」という。)が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ 「略」

口 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又は継手から配管、バルブ又は継手への変更に限り、当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。）

の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ハ 「略」

〔略〕

2

う。)が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ 「略」

口 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又はフランジ継手から配管、バルブ又はフランジ継手への変更に限り。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ハ 「略」

〔略〕

(特定施設の範囲等)

第七十九条 「略」

2・3 「略」

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二

項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年

を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施

設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期

間を経過した日。以下「基準日」という。）の

前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安

検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつて

は、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保

安検査を行つた場合にあつては、基準日におい

て当該検査を受け、又は自ら行つたものとみな

(特定施設の範囲等)

第七十九条 「略」

2・3 「略」

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二

項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年

を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施

設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期

間を経過した日。以下この項において「基準日

」という。）の前後一月以内（認定完成検査実

施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化

事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に

受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては

、基準日において当該検査を受け、又は自ら行

す。

5～7 「略」

(保安検査の方法)

第八十二条 「略」

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- 一 認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合
- 二 特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方

つたものとみなす。

5～7 「略」

(保安検査の方法)

第八十二条 「略」

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- 一 認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、同号の認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合
- 二 特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方

す。
5～7 「略」

つたものとみなす。
5～7 「略」

法であつて、次のいずれにも該当するものを

用いる場合

イヽハ 「略」

三 第十五条第一項第八号の認定に係る特定施設における保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

四・五 「略」

3 認定保安検査実施者又は特定認定保安検査実施事業者（特定認定事業者である認定保安検査実施者をいう。以下同じ。）が法第三十九条の十二第一項の規定により法第三十五条第一項第二号の認定を取り消されたときは、当該認定の取消しを受けた認定保安検査実施者であつた者

法であつて、次のいずれにも該当するものを

用いる場合。

イヽハ 「略」

「新設」

三・四 「略」

「新設」

又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、第七十九条第二項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。この場合において、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定保安検査実施者であつた者を認定保安検査実施者とみなして前項第一号の規定を適用し、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして同項第二号の規定を適用する。

第二項第一号に規定する方法により保安検査を行う特定認定保安検査実施事業者が第九十四条の七第一項の規定により令第十条ただし書の認定を取り消されたとき（前項の規定に該当するときを除く。）は、当該認定の取消しを受けた特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、第七十九条第二項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号に掲げるいずれかの措置を講じなければならぬ。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして、第二項第二号の規定を適用する。

〔新設〕

一 第二項の告示で定めるところにより、自ら保安検査を行うこと。

二 都道府県知事が行う保安検査を受けること。

三 協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事に届け出ること。

5 第三項又は前項第二号の規定により、都道府

県知事が行う保安検査を受けようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第三十八の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在

〔新設〕

地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6|| 都道府県知事は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十九の保安検査証を交付するものとする。

7|| 前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第五項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

「新設」

「新設」

第三項又は第四項第三号の規定により、協会

が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定保安検査実施者であつた者

又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は

様式第四十の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9

第五項及び第六項の規定は、指定保安検査機

関が行う保安検査に準用する。この場合において、第五項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事」と

〔新設〕

あるいは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

10 第三項又は第四項第三号の規定により、指定

保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、様式第四十一の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

11 協会及び指定保安検査機関は、第三項又は第四項第三号の規定により保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行つ

「新設」

「新設」

た事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

12| 協会が前項の報告をしようとするときは、様

式第四十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

13| 指定保安検査機関が第十一項の報告をしようとするときは、様式第四十三の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

「新設」

「新設」

（電磁的方法による保存）

第八十三条の二 法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人との知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 「略」

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第九十四条の五 特定認定完成検査実施事業者は

、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に

（電磁的方法による保存）

第八十三条の二 法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人との知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2・3 「略」

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第九十四条の五 認定完成検査実施者である特定

認定事業者（以下「特定認定完成検査実施事業

変更があつたときは、様式第五十五の六の特定認定完成検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

「特定認定保安検査実施事業者」は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の七の特定認定保安検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 特定認定保安検査実施事業者は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の七の特定認定保安検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞

特定認定保安検査実施事業者変更届書正本一通

なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならぬ。

第九十四条の七 「略」

第十三章の二 認定高度保安実施者等

(認定の申請)

第九十四条の七 法第三十九条の十三の認定

〔新設〕

〔新設〕

第九十四条の七 「略」

の申請をしようとする第一種製造者は、様式第

五十五の七の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、
　　資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員
　　数、主要製品名並びに組織図
- 二 申請に係る事業所の概要を記載した書類
　　設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種等
　　との処理能力一覧表、施設配置図及び系列会
　　社又は協力会社との関係を示す系統図並びに
　　主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一

三 次条第一項及び第二項に規定する基準に適合していることを説明する書類

四 令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする場合にあつては、その旨並びに次条第三項及び第四項に規定する基準に適合していることを説明する書類

(認定の基準)

第九十四条の七の三 法第三十九条の十四第一項

第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 別表第六に定めるところによること。

二 申請に係る製造施設及び特定施設が、前条

〔新設〕

の認定の申請時において、継続して二年以上
高圧ガスを製造しているものであること。

2||

法第三十九条の十四第一項第二号の経済産業
省令で定める基準は、次の各号に掲げるものと
する。||

一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を
用いたものであること。||

二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた
保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応
じて当該技術の活用について見直しを行う体
制を整備していること。||

三 申請に係る第一種製造者の役員又は事業所
の長が、第一号に掲げる高度な情報通信技術

を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3||

令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な仕組みは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 危険源の特定及び評価を実施し、その結果に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

二 従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

三 第三者の専門的な知見を適切に活用する体制を整備しており、かつ、適切に活用していること。

四 連続運転期間（運転を停止して行つた前回

の保安検査の日から運転停止をして行う次回の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備しております、かつ、適切に評価していること。

五 前各号に掲げる事項について継続的改善を行つていること。

4 令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものは、先

端的な情報通信技術を用いた保安の確保の方法

であつて、保安を確保するため作業員が行うべき判断を補助する技術を活用するものをいう。

5 法第三十九条の十四第二項の経済産業大臣が

行う検査は、第一項から第四項までの規定への

適合に関する事項とし、書類検査及び現地検査

又はこれらに類する検査により行うものとする。

6 経済産業大臣は、前項の検査において、前条

第一項の申請の内容が第一項及び第二項に規定

する基準に適合していると認めるとときは、様式

第五十五条の七の三の認定高度保安実施者認定証

を交付するものとする。ただし、第一項から第

四項までに規定する基準に適合していると認め

るときは、認定高度保安実施者認定証に代えて、
様式第五十五の七の四の特定認定高度保安実
施者認定証を交付するものとする。

(協会等の調査)

第九十四条の七の四 法第三十九条の十六第一項
の規定により、協会又は法第三十九条の十四第
二項ただし書の指定を受けた者が行う調査は、

前条第一項から第四項までの規定への適合に關
する事項のうち、高度な保安の確保に關する専
門技術的事項の確認に關するものとし、書類調
査及び現地調査又はこれらに類する調査により
行う。

〔新設〕

2

法第三十九条の十六第二項の規定による通知は、様式第五十五の七の五の調査通知書により行うものとする。

(認定の更新)

第九十四条の七の五 前三条の規定は、法第三十九条の十七第一項の規定により認定高度保安実施者が認定の更新を受ける場合について準用する。

(認定内容の変更の届出)

第九十四条の七の六 法第三十九条の十八の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者

〔新設〕

〔新設〕

は、様式第五十五の七の六の認定高度保安実施者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(施設の追加)

第九十四条の七の七 第九十四条の七の二から第

九十四条の七の四までの規定は、認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合について準用する。この場合において、第九十四条の七の三第六項ただし書の規

〔新設〕

定は、当該認定高度保安実施者が特定認定高度保安実施者であり、かつ、この項前段において準用する第九十四条の七の二の申請の内容が第九十四条の七の三第三項及び第四項に規定する基準に適合していると認める場合に限つて、適用する。

2 前項の場合において、認定高度保安実施者は第九十四条の七の二（同項前段において準用する場合を含む。）の規定により既に提出した書類の内容に変更がないときは、同項前段において準用する同条の規定にかかわらず、当該規定により提出すべき書類の添付を省略することができる。

(認定高度保安実施者の承継の届出)

第九十四条の七の八 法第三十九条の十九第二項
の規定による届出をしようとする認定高度保安
実施者の地位を承継した者は、様式第五十五の
七の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、
合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に
係る事業所を承継させた分割があつた事実を証
する書面（相続の場合であつて、相続人が二人
以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係
る全員の同意書）を添えて、当該事業所の所在
地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済
産業大臣に提出しなければならない。

〔新設〕

(製造のための施設等の変更の特例)

第九十四条の七の九 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める重要なものは、次の各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。

一 特定変更工事

二 製造の方法の変更であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 高圧ガス設備の変更の工事により、常用の圧力又は常用の温度を変更するもの

ロ 常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、高圧ガス設備の常

〔新設〕

用の圧力又は常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率に応じ、十分な強度を有するものであることを確認した上で、当該高圧ガス設備の変更の工事をせずに常用の圧力又は常用の温度を変更するもの（設計圧力又は設計温度を変更するものに限る。）

2 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める軽微なものは、常用の圧力及び常用の温度の変更を伴わない製造の方法の変更とする。

3 法第三十九条の二十一第一項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式

第五十五の七の八の認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4|| 前項の変更明細書には、第三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

5|| 法第三十九条の二十一第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。
い。||

一 変更の工事の内容

二 法第八条第一号の経済産業省令で定める技

術上の基準に関する事項

6 法第三十九条の二十一第三項の記録には、次

の各号に掲げる事項を記載しなければならぬ
い。

一 製造の方法の変更の内容

二 法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

(完成検査の特例)

第九十四条の七の十 法第三十九条の二十二第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

2 法第三十九条の二十二第二項の検査記録には

〔新設〕

、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 完成検査年月日

二 完成検査に係る責任者の氏名

三 完成検査をした特定変更工事の内容

四 完成検査を行つた製造施設の設備ごとの検

査の方法、記録及びその結果の詳細

(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に
係る特例)

第九十四条の七の十一 法第三十九条の二十四第

一項の規定により、認定高度保安実施者（法第

二十七条の二第一項第一号に掲げる者に限る。

〔新設〕

次項において同じ。)が保安係員を選任する場合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講ずることができるなど、適切な保安管理の方法であると経済産業大臣が認める方法によらなければならぬい。

2 法第三十九条の二十四第二項の記録には、次

の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 選任し、又は解任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の氏名
- 二 選任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の製造保安責任者免状の種類

三|| 選任又は解任の年月日

3|| 前項の記録は、同項第二号の免状の写しとど
もに保存しなければならない。

(保安主任者及び保安企画推進員に係る特例)

第九十四条の七の十二 法第三十九条の二十五第

一項の規定により、認定高度保安実施者（法第
二十七条の三第一項に規定する第一種製造者で
ある者に限る。次項において同じ。）が保安主
任者を選任する場合は、製造設備の運転状態を
監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措
置を講ずることができると認められた方法によ
る方法であると経済産業大臣が認める方法によ

〔新設〕

らなければならぬ。

2 法第三十九条の二十五第一項の記録には、次

の各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。

い。

一 選任し、又は解任した保安主任者又は保安企画推進員の氏名

二 選任した保安主任者又は保安企画推進員の

製造保安責任者免状の種類

三 選任又は解任の年月日

3 前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

(保安検査等の特例)

第九十四条の七の十三 法第三十九条の二十七第

〔新設〕

一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う保安検査は、当該認定に係る特定施設について、一年（経済産業大臣が定める期間）に一つでは、経済産業大臣が定める期間）に一回行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならぬい。

2 前項の規定にかかわらず、休止施設にあつては、第七十九条第三項の規定を適用する。

3 認定高度保安実施者が、基準日の前後三月以

内に第一項の保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を自ら行つたものとみなす。

4 第一項の保安検査の方法は、開放検査、分解

検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するため十分な方法でなければなければならない。

5 前項に規定するもののほか、第一項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- 一 認定高度保安実施者が、法第三十九条の十三の認定に係る特定施設について行う保安檢

査の方法であつて、経済産業大臣が認めたもの用いる場合

二 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合

イ 製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法

ロ 少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法

ハ 保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認めた方法

三 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二

ただし書の規定の適用に係る特定施設について

て行う保安検査の方法であつて、その保安検

査の方法を適切に評価する能力を有している

と経済産業大臣が認める者が確認したものを使

用いる場合

6||

第一項の保安検査を行つた認定高度保安実施者は、同項の検査記録に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 保安検査年月日

二 保安検査に係る責任者の氏名

三 保安検査をした特定施設

四 保安検査を行つた特定施設の設備ごとの検

査の方法、記録及びその結果

(認定の取消しに伴う保安検査等)

第九十四条の七の十四 認定高度保安実施者又は

特定認定高度保安実施者が、法第三十九条の二
十第一項の規定により法第三十九条の十三の認
定を取り消されたときは、当該認定の取消しを
受けた認定高度保安実施者であつた者又は特定
認定高度保安実施者であつた者は、当該認定に
係る特定施設について、前条第一項本文の規定
にかかるわらず、遅滞なく、都道府県知事が行う
保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安檢
査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府

〔新設〕

県知事に届け出なければならない。この場合において、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定高度保安実施者であつた者を認定高度保安実施者とみなして前条第五項第一号の規定を適用し、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、同項第二号及び第三号の規定を適用する。

2|| 前条第五項第二号又は第三号に規定する方法により保安検査を行う特定認定高度保安実施者が、第九十四条の七の十六の規定により令第十一条の二(ただし書の規定の適用を受けなくなつたとき(前項の規定に該当するときを除く。)は

、当該規定の適用を受けなくなつた特定認定高度保安実施者であつた者は、当該適用に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号のいづれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いづれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、前条第五項第二号及び第三号の規定を適用する。

一 前条第五項の告示で定めるところにより、又は同項第一号に規定する方法により、自ら保安検査を行うこと。

二 都道府県知事が行う保安検査を受けるこ

と。

三 協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事に届け出ること。

3||

第一項又は前項第二号の規定により、都道府県知事が行う保安検査を受けようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第三十八の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4||

都道府県知事は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号

の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十九の保安検査証を交付するものとする。

5|| 前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

6|| 第一項又は第二項第三号の規定により協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者は、様式は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式

第四十の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、指定保安検査機

関が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

8 第一項又は第二項第三号の規定により、指定

保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であ

つた者は、様式第四十一の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9|| 協会及び指定保安検査機関は、第一項又は第二項第三号の規定により保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行つた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

10|| 協会が前項の報告をしようとするときは、様式第四十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければなら

ない。

11] 指定保安検査機関が第九項の報告をしようとするとときは、様式第四十三の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第九十四条の七の十五 法第三十九条の二十一第
二項及び第三項に規定する記録、法第三十九条
の二十二第二項に規定する検査記録、法第三十
九条の二十三に規定する危害予防規程、法第三
十九条の二十四第二項及び法第三十九条の二十

〔新設〕

五 第二項に規定する記録並びに法第三十九条の二十七第一項に規定する検査記録は、これらの記録又は規程に記載すべき事項を電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録又は規程が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(令第十条の二ただし書の適用)

第九十四条の七の十六 経済産業大臣は、特定認定高度保安実施者が第九十四条の七の三第三項

又は第四項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該特定認定高度保安実施者について、令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととすることができる。この場合において、経済産業大臣は、当該特定認定高度保安実施者に対し、様式第五十五の七の九の通知書によりその旨を通知するものとする。

〔新設〕

第十三章の三 指定設備に係る認定等

第十三章の二

指定設備に係る認定等

第九十五条　【略】

(調査の要請)

第九十五条の二　法第六十条の二の経済産業省令

で定める者は、第一種製造者とする。

2　第一種製造者は、独立行政法人情報処理推進

機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

第九十六条　【略】

別表第六（第九十四条の七の三第一項関係）

第九十五条　【新設】

〔新設〕

第九十五条　【略】

第九十六条　【略】

〔新設〕

項目	1 本社の関 与及び法令	遵守の体制	の確保	一 保安に 係る基本	姿勢
認定の基準				一 法人の代表者によつて、 保安の確保に関する理念、 基本方針等の諸施策が明確 に定められ、かつ、文書化 されていること。また、こ れらの諸施策が各事業所等	

の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。

二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

三 保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。

四 監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。	二 法令遵守の体制	一 本社又は事業所において、保安に関する法令（法、令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に	

維持されていること。

二 本社又は事業所における

法令違反等に関する報告の
受付等の業務を行う組織が
独立して設置されており
かつ、適切に運営されて
いること。

三 事業所が法令に違反する

行為があつたことを知った
場合に、本社及び行政庁へ
速やかに通報するための手
順が明確に定められ、かつ
文書化されていること。

2 保安に するリスク	管理の体制	一 本社の 体制	
実施について明確に定めら の保安管理実績の検討等の 方針の決定、各事業所ごと れており、保安管理の基本 る保安対策本部等が設置さ る役員を含む。）を長とす 第三号の保安管理を担当す 一 役員（上欄1一の項下欄			

れ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

二 保安管理を担当する組織

が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められることと、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。

三 保安管理を担当する組織

の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定

業務の責任者となることが
明確に定められ、かつ、文
書化されていること。

四 本社が、一年に一回以上

事業所及び検査管理（認定
高度完成検査及び認定高度
保安検査の実施状況の不備
及びこれらの検査結果がこ
の規則の基準に適合してい
ない場合の改善勧告をい
う。以下この表において同
じ。）を行う組織に対し、
この表に定める基準に適合

三 認 定 高	二 事 業 所 の 体 制	
	<p>いること。</p> <p>その改善等を継続的に行つて</p> <p>計画の策定、実施、評価及び</p> <p>に従つて、保安管理に関する</p> <p>経済産業大臣が定める基準</p>	<p>かつ、適切に実施されてい</p> <p>ること。</p> <p>に定められ、文書化され、</p> <p>監査を実施することが明確</p>

イ 認 定	体制 う。 の	「 と い	完成 検査	認定 高度	お いて 一	この 表 に	查 (以 下	う 完 成 檢	施 者 の 行	度 保 安 実
一	認定高度 完成検査を実施									

高度完
成検査組織

する組織（以下この表において「完成検査組織」といふ。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

二 完成検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保管管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）

で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ イに掲げる者と同等以上に認められる者

の知識及び経験を有していると経済産業大臣が

認める者

三 完成検査組織の長は、特定

変更工事（工事に係る協定

力会社の管理を含む。）に

必要な工事計画に関する事

項、施工管理に関する事項

及び工事の安全に関する事項

項等（以下この表において

「工事計画書等」という。

）を工事責任者に作成させ
る責任を有していることが
明確に定められ、かつ、
文書化されていること。

四

完成検査組織において、
工事計画書等のとおりに特
定変更工事が適切に実施さ
れたことを工事検査記録等
により確認を行うことが、
明確に定められ、文書化さ
れ、かつ、適切に確認が行

われてのこと。

五 完成検査組織の長は、検

査上不備な箇所について工
事責任者に対し勧告する権
限を有していることが、明
確に定められ、かつ、文書
化されていること。

六 完成検査組織に所属して

いる者（完成検査組織の長
を除く。）の五十パーセン
ト以上が製造保安責任者免
状又は必要な非破壊検査技
術に関する資格を有してい

業務	高度完	認定	口	
成検査	範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。	一 完成検査組織が行う業務	二	ること。

等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第九十四条の七の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

三 認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達す

ることが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

四　認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になつていること。

二 完成検査管理を行う組織	（委員会等を含む。）による （認定高度完成検査組織以外の組織）	（認定高度完成検査組織の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行なうこと。	（この表において同じ。）を行なうことができる体制になつてていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	（この表において同じ。）をこの表において同じ。）を行なうことができる体制になつていることが、明確に定められ、かつ、文書化され	（この表において同じ。）を行なうことができる体制になつていることが、明確に定められ、かつ、文書化され	（この表において同じ。）を行なうことができる体制になつていることが、明確に定められ、かつ、文書化され	（この表において同じ。）を行なうことができる体制になつていることが、明確に定められ、かつ、文書化され	（この表において同じ。）を行なうことができる体制になつていることが、明確に定められ、かつ、文書化され

の長（ただし、完成検査組
織の長が兼務することは認
められない。）は、法人の
代表者により任命され、次
のいずれかに該当する者で
あること。

イ 経験十年以上（本社又
は事業所等における、保
安管理、設備管理又は運
転管理を担当する組織の
経験年数を通算する。）
で、かつ、甲種化学責任
者免状、乙種化学責任

免状、甲種機械責任者免
状又は乙種機械責任者免
状を有している者

ロイに掲げる者と同等以

上の知識及び経験を有し
ていると経済産業大臣が

認める者

三 完成検査管理を行う組織

に所属する者（完成検査管
理を行う組織の長を除く。）

）は、経験五年以上（本社

又は事業所等における、保

安管理、設備管理又は運転

管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五 完成検査管理に関する規

程・基準類（チエツクリス

ト等）が明確に定められ、
それに基づき、完成検査管
理が適切に実施されている
こと。

六 完成検査管理の記録に関

する規程が定められ、それ
により記録が作成され、か
つ、保存されていること。
また、保存された記録は、
その後の認定高度完成検査
等において活用できる体制

う。」の	「とい	保安検査	認定高度	おいて	この表に	査(以下)	う保安檢	施者の行	度保安実	四 認定高	
になつてゐること。											

体制	イ 運転	を停止	するこ	となく	の措置	うため	査を行	保安検
	一 運転を停止することなく	保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。	二 前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になつてゐること。	三 運転を停止することなく 保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工）				

組織	高度保 安検査	認定	程ごとの操業条件等）が明 確に定められ、かつ、整備 されていること。
あること。	二 保安検査組織の長は、次 のいずれかに該当する者で と。 かつ、文書化されてい う。）が明確に定められ、 する組織（以下この表にお いて「保安検査組織」とい う。）	認定高度保安検査を実施	

イ 経験十年以上（本社又

は事業所等における、保

安管理、設備管理又は運

転管理を担当する組織の

経験年数を通算する。）

で、かつ、甲種機械責任

者免状又は乙種機械責任

者免状を有している者。

ロ イに掲げる者と同等以

上の知識及び経験を有し

ていると経済産業大臣が

認める者

保安検査組織に所属して

三

業務	安検査	高度保	ハ 認定	
施に協力会社を活用する場合、認定高度保安検査の実	確に定められ、かつ、文書化されていること。この場	範囲及び責任の所在が、明	一　保安検査組織が行う業務	いる者（保安検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。

合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。

二 認定高度保安検査は、各自の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第九十四条の七の三第四項又は第五項の規定に基づき、適切に実施されに適合するものに限る。）

ることが明確に定められ、かつ、適切に実施されることがと。

三 認定高度保安検査の適切

な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

四 認定高度保安検査記録に

に関する規程が定められ、そ

管理の検査	安検査	高度保	二 認定	
の基準に適合していない場	備及び検査結果がこの規則	度保安検査の実施状況の不	一 保安検査組織以外の組織 (委員会等を含む。) によ	は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になっていること。

合の改善勧告をいう。以下の表において同じ。）を
行うことができる体制にな
つてはいることが明確に定め
られ、かつ、文書化されて
いること。

二 保安検査管理を行う組織
の長（ただし、保安検査組
織の長が兼務することは認
められない。）は、法人の
代表者により任命され、次
のいずれかに該当する者で
あること。

イ 経験十年以上（本社又

は事業所等における、保

安管理、設備管理又は運

転管理を担当する組織の

経験年数を通算する。）

で、かつ、甲種化学責任

者免状、乙種化学責任者

免状、甲種機械責任者免

状又は乙種機械責任者免

状を有している者。

ロ イに掲げる者と同等以

上の知識及び経験を有し

ていると経済産業大臣が

認める者

三 保安検査管理を行う組織

に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 一の事業所に対し保安検

査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行いう組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五 保安検査管理に関する規程・基準類（チエツクリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。

六 保安検査管理の記録に関する事項

セキュリティ(サイバーセキュリティ)	3 サイバー	セキュリティ	イ (サイバーセキュリティ)	的に行つてしていること。
評価及びその改善等を継続保に関する計画の策定、実施	サイバーセキュリティの確	その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。	また、保存された記録は、	する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。

備考

保じ。二条に規定するサイバセキュリティをい。（平成二十六年法律第百四号）第

ティ基本法

一 上欄 2 一の項下欄第四号、上欄 2 三ハの項下欄第四号及び上欄 2 四ニの項下欄第四号に掲げる本社には、出資、人事、資金、

技術、取引等の関係を通じて認定高度保安実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに對して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定高度保安実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。

二 特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定高度保安実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上

欄2四イの項田にてては適用しないもの

ヒヤヌ。

様式第三十八及び様式第三十九廿「第79条、第80条関係」を「第79条、第80条、第82条、第94条の7の14
関係」に、様式第四十及び様式第四十一廿「第80条関係」や「第80条、第82条、第94条の7の14関係」に、
様式第四十一及び様式第四十三廿「第81条関係」や「第81条、第82条、第94条の7の14関係」に改め、様式
第五十五の七の次に次の八様式を加える。

〔様式第五十五の七の11から様式第五十五の七の九が削除入〕

附 則

「」の省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十一月一十一日）から施行す
る。